

2006年4月26日

大津市長 目片 信 様

無防備地域宣言をめざす大津市民の会

大津市国民保護計画策定に関する公開質問状

貴職の市民の平和と安全をまもるための、日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、去る2月議会で大津市国民保護協議会条例をはじめとする国民保護法関連2条例が成立したところですが、2月15日付けの当会の「大津市国民保護計画にかかる要望書」の「大津市国民保護協議会が設置された場合、自衛隊は入れないこと」をはじめとして、大津市議会総務常任委員会(3月10日開催)の審議内容等にかかわり重大な疑義がありますので、公開質問状を提出します。貴職におかれましては、誠実にご検討のうえ、ご回答くださるようお願いいたします。

記

1.自衛隊関係者を国民保護協議会委員に入れることは、ジュネーブ条約に違反し「国際人道法の的確な実施の確保」(国民保護法第9条第2項)を規定する国民保護法の趣旨に反すると考えるが、どうお考えですか。根拠も含めてご回答ください。

(趣旨)

2月議会総務常任委員会において、自衛隊の国民保護協議会参加について「防災会議の中で災害復旧、復興という観点で自衛隊の方に入って頂いている。きさほど申したように防災会議の方は全員、協議会に入っていていただくということを考えている」(川端防災監)と答弁されたが、武力攻撃事態と災害は全く違います。文民の避難誘導などの分野への自衛隊の導入は、ジュネーブ条約第一追加議定書に規定された住民を攻撃の付随的損害から防止する「予防的措置」(第57条、58条)に反します。ジュネーブ条約第一追加議定書は、軍人・軍事物と文民・民用物を明確に区別し、文民・民用物を軍事目標への攻撃の巻き添えから防ぐことを求めています。自衛隊の装甲車等で文民の避難を誘導することは、軍事目標への攻撃の巻き添えになる危険性があります。武力攻撃事態を想定した国民保護法による自衛隊派遣を、平時における災害派遣と同様に考えることはできません。国民保護法によれば市町村は自衛隊関係者を協議会に入れる法的義務はありません。

なお、資料として日本赤十字社の有事法制・国民保護法担当者の井上参事の見解(発言)を添付します。

2.国民保護協議会委員に次の関係者を含めるべきだと思いますが、いかがお考えですか。

国際人道法の専門家

文化財保護関係者

外国人及び障害者関係者代表

「大津市民の会」など平和運動団体及び環境保護団体など市民の代表

(趣旨)

国民保護法は「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない。」(第9条第2項)としジュネーブ条約の遵守を明記しています。

国民保護法は移動不可能な文化財の保護について何ら言及していません。文化財の大半は移動不可能なものであり、最も有効な対処方法が何であるかを明確にすることが求められています。

避難訓練を通じて住民の不安や過敏な危機意識が高まる可能性があります。それが「非協力者」や外国人に対する排斥意識に向かわないようにする配慮が必要です。

平和・無防備都市条例直接請求署名に込められた 12,312 人の市民の平和と安全への願いを生かし、また戦争による環境破壊から大津市を守るために市民の声を直接届けることが必要です。

3.国民保護計画による非現実的な武力攻撃を想定した住民訓練は、我が国に対する「仮想敵国」の存在や「差し迫る脅威」による不安を住民に起こさせ、ひいては戦時体制づくりの誤った方向に世論を誘導することになりかねません。従って住民訓練は行う必要が無いと思うが、どうお考えですか。

また、仮に訓練を行う際、一切の強制があってはならないし、訓練不参加による不利益があってはならないが、先の総務常任委員会答弁では、「...自主的な判断で強制というところまではいかないが、ご理解いただけるよう努めていきたい。訓練をとおしてお願いしたい」(総合防災課丸山参事)として、「訓練を通じての強制」という姿勢がうかがえるが、どうお考えですか。

4.作成される大津市国民保護計画は、法的には議会への報告事項になっていますが、市民の声を反映させるためにも、決定には議会の承認を求めることが必要であると思うが、どうお考えですか。

5.国は、市町村国民保護モデル計画(以下「モデル計画」)を提示しているが、市民の平和と安全をまもる自治体の責務を十二分に果たしていくため、モデル計画に準拠することなく独自の計画案を策定することが必要と思うが、どうお考えですか。

また、モデル計画では「現地調整所」が重要な役割を果たすようですが、そこにおける「...自衛隊からの情報と助言」を得て「迅速に判断」とあり、実質的に戦闘を主任務とする自衛隊の指示に従うことになり、市民の安全に責任を持つ自治体の責務をまっとうできるか疑問です。また、1の質問との関連も踏まえて、どうお考えでしょうか。

6.市民への周知及び意見の集中のため、他府県でも行っている誰でも参加できる電子会議室を行うことが必要と思うが、どうお考えでしょうか。